

教育委員会提出議案

第 6 号議案

豊島区学校運営協議会規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 2 7 日

豊島区教育委員会教育長 金 子 智 雄

豊島区学校運営協議会規則の一部を改正する規則

豊島区学校運営協議会規則(令和 3 年教育委員会規則第 8 号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 4 条関係）

学校名
仰高小学校
清和小学校
朋有小学校
池袋第一小学校
池袋本町小学校
高南小学校
富士見台小学校
千早小学校
さくら小学校
西巢鴨中学校
池袋中学校
西池袋中学校
千登世橋中学校
千川中学校

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(説 明)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 47 条の 5 第 1 項に規定する学校運営協議会を豊島区立池袋第一小学校、富士見台小学校、千早小学校、西巣鴨中学校、西池袋中学校、千川中学校に設置するにあたり、豊島区学校運営協議会規則を改正するため、本案を提出する。

(資 料)

別添のとおり

豊島区学校運営協議会規則（令和３年教育委員会規則第８号）新旧対照表

現行	改正後（案）
別表（第４条関係）	別表（第４条関係）
学校名	学校名
仰高小学校	仰高小学校
清和小学校	清和小学校
朋有小学校	朋有小学校
池袋本町小学校	池袋第一小学校
高南小学校	池袋本町小学校
さくら小学校	高南小学校
池袋中学校	富士見台小学校
千登世橋中学校	千早小学校
	さくら小学校
	西巣鴨中学校
	池袋中学校
	西池袋中学校
	千登世橋中学校
	千川中学校
	附 則
	この規則は、令和７年４月１日から施行する。